明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三九）　一

〔省　令〕
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（**農林水産**四二）　一
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**四〇）　二

〔告　示〕
○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（**総務**三四八）　二
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（**同**三四九）　三
○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（**同**三五〇）　三
○超音波洗浄機の型式を指定した件（**同**三五一）　三
○超音波加工機の型式を指定した件（**同**三五二）　三
○超音波ウェルダーの型式を指定した件（**同**三五三）　三
○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（**同**三五四）　三
○無電極放電ランプの型式を指定した件（**同**三五五）　三
○電子レンジの型式確認の届出があった件（**同**三五六）　三
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（**同**三五七）　三
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（**同**三五八）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三〇七）　四
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**農林水産**八六五）　四
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**八六六）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**八六七）　四
○保安林の指定をする件（**同**八六八～八七五）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**八七六～八八三）　五
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**六九四）　六
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（**同**六九五）　六
○新島空港、神津島空港及び調布飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（**同**六九六）　六
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の住所等を変更した件（**同**六九七）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**七七）　六
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**八五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**一〇八）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
農林水産省　水産庁　最高裁判所　四

〔皇室事項〕　四

〔資　料〕
閣議決定等事項　四

〔公　告〕
諸　事　項　五

官庁
公認会計士懲戒処分、財団、建築士懲戒処分関係　八

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　八

会社その他　九

府　令

○内閣府令第三十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「事業者団体及び」を削る。

附　則

この府令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年七月十日）から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「食品産業競争力強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を「食品産業競争力強化対策事業（食品産業競争力強化対策事業（実験実用化に係るものを除く。）」に、「林業普及指導事業交付金」を「林業普及指導事業（森林整備加速化・林業再生事業費補助金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。